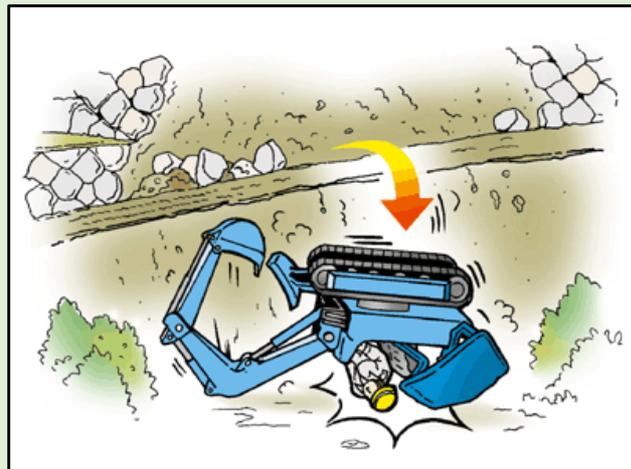


# 建設業で死亡災害多発！

～ 建設業の皆様、「重機の転落災害」に注意しましょう！～

令和7年7月末現在、大町労働基準監督署管内では3件の死亡災害が発生しておりますが、そのうち2件は建設業で発生した重機の転落災害になります。

建設現場では、重機の転落災害が後を絶ちません。以下のポイントをもとに、今一度、安全対策の徹底をお願いいたします。



「職場のあんぜんサイト」より

## ポイント1：資格の確認！無資格就労を絶対させない！

- ・新規入場者教育等の際、必ず資格証を確認しましょう。
- ・どの重機にどの資格が必要になるか今一度確認しましょう。

## ポイント2：作業場所の事前調査を行う！

- ・事前調査をしっかり行わないと、重機の転落や地山の崩壊等の予期しない災害に繋がる可能性があります。
- ・重機作業を行う前に、作業場所の地形や地質の状態についてしっかり調査を行いましょう。
- ・調査結果は確実に記録として残しましょう。

## ポイント3：作業計画を作成し、計画に基づいて作業する！

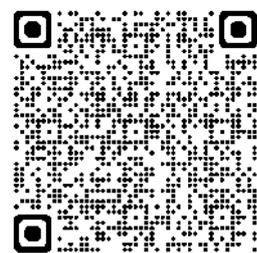
- ・事前調査の結果をもとに、予め作業計画を作成しましょう。
- ・作業計画には、次の事項を示す必要があります。

車両系建設機械の種類及び能力

車両系建設機械の運行経路

車両系建設機械による作業の方法

様式は  
ここから



- ・作業計画は労働者に周知しましょう。  
(共有しやすいよう書面に残しましょう。)
- ・作業計画作成時にはリスクアセスメントを実施しましょう。

## ポイント4：重機の転倒や転落防止措置を講じる！

・事前調査、作業計画、リスクアセスメント等に基づき、現場の状況にあった適切な転倒、転落防止措置を講じましょう。

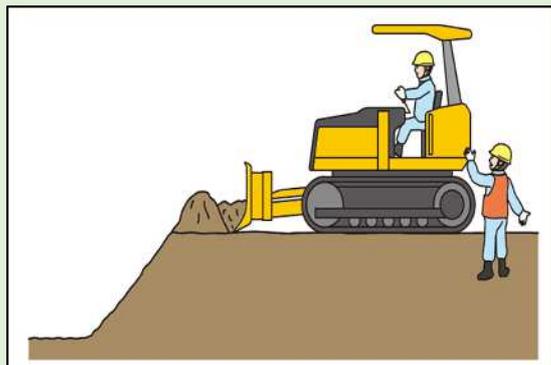
例：路肩の崩壊防止対策、地盤の不同沈下対策、ガードレールの設置、標識の設定等・・・

## ポイント5：路肩や傾斜地では誘導者を配置！

・路肩や傾斜地等で作業を行う際は、誘導者を配置し、誘導させながら作業させましょう。

・誘導者を配置する場合、一定の合図を定めましょう。

・誘導者が行う誘導に従い、路肩に近寄り過ぎないように、慎重に作業しましょう。



「外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（建設業）『トンネル推進工業務、建設機械施工業務及び土工業務』安全衛生のポイント車両系建設機械の作業の注意事項」より

## ポイント6：転倒時保護構造やシートベルトを備えた機械を使用！

・転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えた機械を準備しましょう。

・運転手にはシートベルトを使用させましょう。

## ポイント7：用途外使用の禁止！

・重機を主たる用途以外の用途で使用すると、重機の損傷や転倒等に繋がります。

・特に、クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業は、必ずクレーンモードで行いましょう。

## ポイント8：関係作業員全員に安全教育を！